

平成 30 年 3 月 13 日
宇宙開発戦略推進事務局

ガイドライン等において留意すべき事項

#	項目	内容	留意事項
1	飛行経路（打上げ許可ガイドライン 6.3.4.2）、 ロケット軌道投入段の保護領域からの除去（打上げ許可ガイドライン 6.3.17）	ロケット打上げ又は地球への再突入に伴う地上へのリスクを、全世界を対象に算出し、国際的な水準以下となることを示すこと。算出に当たっては、落下確率、各破片の危険面積、個数、各地域の人口密度を掛け合わせるにより行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ EC の算出手順 ・ 考慮不要な破片の条件
	傷害予測数の算出方法（別紙 Ec（ロケット））		
2	警戒区域（打上げ許可ガイドライン 6.3.6）	整備作業期間、打上げ時それぞれの警戒区域を設定すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種警戒区域の算出方法
3	着火装置等の安全要求（型式認定ガイドライン 6.2）	液体／固体ロケットを着火するシステム、飛行中断システム、分離システムに2つの故障、誤作動又は誤操作があっても、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着火装置等の対象 ・ 2故障許容設計の対処手段の例
	着火装置等の安全要求（適合認定ガイドライン 6.3）		
4	重要なシステム等の信頼性及び冗長性（型式認定ガイドライン 6.5）	飛行中断の実施又は実施の要否を判断するための情報を取得するシステム等に十分な信頼性の確保及び多重化の措置が講じられていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要なシステム等の対象 ・ 信頼性の計算手法
	重要なシステム等の信頼性及び冗長性（適合認定ガイドライン 6.5）		
5	再突入時の第三者損害の防止（人工衛星管理許可ガイドライン 6.2.4）	地球に落下する人工衛星又は人工衛星を構成する機器等は完全に溶解するか、再突入時における大気圏通過後の残存物による傷害予測数を計算し、国際的な水準以下となることを示すこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ EC の算出手順 ・ 考慮不要な破片の条件
	傷害予測数の算出方法（別紙 Ec（人工衛星））		
6	変更の許可等（各種ガイドライン 7.）	変更手続きにおいて、許可が必要な例と届出に該当する例の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請の例、届出の例
7	申請フロー（申請マニュアル 2.2）	人工衛星等の打上げ許可、型式認定、適合認定や人工衛星の管理の許可に係る各種フローの提示。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種フロー
	人工衛星の管理に係る許可関係（申請マニュアル 6.）	人工衛星の管理に係る許可が必要な例と必要がない例の提示。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要がある例と必要がない例
	主要関係部署一覧（申請マニュアル 9.）	宇宙活動法に加え、人工衛星等の打上げや人工衛星の管理に係る各種関係法令の列挙及び当該法令を管轄している省庁の提示。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部署